

環境 リサイクル

省エネナビの無料貸出し
を行っております



家庭の電気使
用量をリアルタ
イムで確認でき、
省エネに活用す
ることができま
す。

省エネナビを利用して、楽しく
省エネしませんか。

▽貸出期間 最長6か月(取り付
け・取り外しは区で行います)

▽対象 区内在住の方

▽申込方法 申請書(左記問合せ
先で配布、区ホームページから
ダウンロード可)を郵送か持参
※台数には限りがあります。

▽問合せ 環境課(区役所6階③
番)
☎(5246) 12801

玄関先や店先を花や緑で 飾りましょう(プランター 設置費用助成)



玄関先
や店先に
花や緑を
植えたプ
ランター
を置く場
合、かか
った費用
を助成を
します。

▽助成対象 自らの敷地内で、道
路に面した場所に設置するプラ
ンター、花苗等購入経費

▽条件 新たに設置するプランタ
ー等の面積が0.25平方メー
トル以上(新聞紙1面以上の広
さ)になること

※プランターの大きさ・設置場所
・植える植物等条件があります。

材料購入前に必ず下記へお問合せ

歯と口の健康週間 絵・ポスター・標語の入選者決まる

歯と口の健康週間にちなんだ絵・ポ
スター・標語を募集したところ3,524
点の応募があり、歯科医師会などで
審査をした結果、絵・ポスター198点、
標語179点が入選しました。上位入選
者は次のとおりです(敬称略)。

- ◆絵・ポスター(小学生の部)
 - 区長賞 宮本大嘉(平成小2年)、宮
崎天音(台東育英小3年)
 - 教育委員会賞 鈴木梨円(大正小4
年)、小林千桜(松葉小3年)
 - 歯科医師会長賞 山田真夜(大正小
6年)、藤田知優(上野小4年)
- ◆標語(中学生の部)
 - 区長賞 「つなげよう 歯から体へ
健康を」 小林美苑(上野中1年)
 - 教育委員会賞 「健康は 食から
歯から 元気から。」 蘭梓綾(御徒
町台東中1年)

- 歯科医師会長賞 「歯をみがき 未
来の自分へ プレゼント」 三木華
(上野中1年)、「令和のはじまり 歯
ブラシ一つで キレイのはじまり」
岡田一真(浅草中3年)
- ◆標語(一般の部)
 - 区長賞 「広げよう、令和に虫歯零の
輪を」 半田聡子(台東)
 - 保健所長賞 「歯科検診 健康長寿
の道案内」 堀越健二(東浅草)
 - 歯科医師会長賞 「歯は丈夫 心も
病まず 身も丈夫」 川上艶(千束)、
「『しあげして。』 ママはわたしの
はいしゃさん」 白土治子(東上野)

学務課保健給食係
☎(5246) 1413
台東保健所保健サービス課母子
成人保健担当☎(3847) 9449

健康

女性医師による女性のた めの健康相談「婦人科」 (予約制)

▽日時 7月8日(月)
午後2時~4時

▽場所 台東保健所4階

▽対象 区内在住が在勤の女性で、
更年期や月経障害、不妊などで
お困りの方

▽申込み・問合せ 台東保健所保
健サービス課
☎(3847) 94097

笑って元気教室「漫才と 体操」

▽日時 7月10日(水)
午後2時~3時30分

▽問合せ 台東保健所保健予防課
☎(3847) 9471

健康

風しん抗体検査・予防接 種の公費助成

風しん予防接種の公費接種を受
ける機会がなかった左記対象の方
は、抗体保有率が他の世代に比
べて低くなっています。そのため、
令和4年3月31日までは、定期予
防接種の対象とし、クーポン券を
お届けします。

▽対象 昭和47年4月2日~54年
4月1日生まれの男性

※昭和37年4月2日~昭和47年4
月1日生まれの男性は令和2年
度の対象となる予定です。早め
に検査を希望する方は、左記へ
お問合せください。

▽問合せ 台東保健所保健予防課
☎(3847) 9471

※予算がなくなり次第終了
▽問合せ 環境課
☎(5246) 1323

▽対象 区内在住が在勤の40歳以
上の方

▽定員 28人(先着順)

▽出演者 うたじ、左利き

▽場所・申込み・問合せ 千束
健康増進センター
☎(5603) 0085

環境ふれあい館まつり2019



日時 6月22日(土)・23日(日)午前10時~午後5時(23日は4時30分まで)
場所・問合せ 環境ふれあい館ひまわり ☎(3866) 8098

期間中いつでも体験できるもの

内容 模擬店、包丁・はさみ砥ぎ実演(有料)、野菜市場、掘り出し物セール、マイバッグキャン
ペーン、未来を守るマークをさがせ!~SDGsを知ろう!~、浮かせてあそぶ すぽん
ぼ大会、お手玉をつくろう!遊ぼう!(先着50人)、ごみ分別クイズ、隅田川の水質を調
べてみよう、エコの樹にメッセージを書こう!、クイズツアー

時間を固定して行うもの

- ・ペットボトルでけん玉を作ろう! 日時 22日(土)・23日(日) 午前10時~午後3時30分
定員 各50人(先着順)
- ・見てみよう!清掃車のしくみ(随時受付) 日時 22日(土)・23日(日) 午前11時、午後1時、
(各15分程度) ※小雨決行・荒天中止
- ・スケルトン清掃車と写真を撮ろう 日時 22日(土)・23日(日) 午前10時~午後3時の間で「見
てみよう!清掃車のしくみ」実施時間以外 定員 各100人(先着順)
- ・無農薬野菜畑で土いじり♪ 日時 23日(日) 午前10時10分~午後0時10分 ※雨天中止
- ・つくってみよう!マイエコ ①アームカバーづくり ②手ぬぐいを利用したのれんづく
り ③ステンシル模様のコースターづくりorティッシュケースづくり ④毛糸編みボラン

ティア)、学習ゲーム(随時受付※③は各回20人) 日時 22日(土)・23日(日) 午前10時30分
~午後0時30分、1時30分~4時30分 ※受付は22日(土)4時、23日(日)3時30分まで

- 費用 ①②200円
- ・女性の健康クイズ(随時受付) 日時 22日(土) 午前10時~午後4時30分
- ・リサイクルクイズ(随時受付) 日時 23日(日) 午前10時~午後4時30分
- ・ピオトープ探検ツアー 日時 22日(土)・23日(日) 午前10時30分、午後3時30分(各20分
程度) 定員 各15人(先着順)
- ・インタープリターのおもしろぶちトークショー!! 日時 22日(土)・23日(日) 午後2時30分、
3時(各15分程度) 定員 各30人(先着順)
- ・もう無くない!パスケース工作(随時入替) 日時 22日(土)・23日(日) 午前11時~午後
2時 ※受付は1時50分まで
- ・省エネゲームで目指せ エコマスター!(随時受付) 日時 22日(土) 午前10時~午後4時
30分
- ・伝統工芸体験コーナー 日時 23日(日) 午前10時30分~午後3時 ※小学3年生以上、材料
がなくなり次第終了 費用 子供100円、大人300円(中学生以上)
- ・リサイクル自転車抽選会 日時 22日(土)・23日(日) 午後3時45分 対象 エコポイントで抽
選に応募した方・随時受付(受付は3時15分まで) 費用 500円(防犯登録料・当選者のみ)
- ・にゃんそーじ(随時受付) 日時 22日(土) 午前10時~午後4時30分
- ・子供用品限定!フリーマーケット 日時 23日(日) 午前10時~午後2時 ※材料がなくなり
次第終了
- ・としょかんクイズ 日時 22日(土) 午後1時30分~4時30分、23日(日) 午後1時~4時

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)に基づく申請・届出をお忘れなく

●工場・指定作業場の設置者 対象 工場・指定作業
場を新たに設置・変更する方 工場とは 次のいづれ
かに該当する、物品の製造や加工、作業を常時行う
事業場 ①作業の種類に関係なく合計2.2キロワッ
ト以上の原動機を使用する事業場 ②合計0.75キロ
ワット以上、2.2キロワット未満の原動機を使用する
14項目の事業場 ③原動機の動力数に関係なく43
項目の事業場 指定作業場とは 自動車駐車場(収容
能力20台以上)、ガソリンスタンド、ボイラー(伝
熱面積5平方メートル以上のもの、ガスを燃料とす
る場合は伝熱面積10平方メートル以上)等32種類
の作業場 必要な届出 下表のとおり

工場・指定作業場に関する主な申請・届出内容		
事由	工場	指定作業場
新設するとき(移転を含む)	設置認可申請	設置届
建物、施設に変更があるとき	変更認可申請	変更届
名称、代表者等の変更があったとき	氏名等変更届	
譲り受け、相続等地位を承継したとき	承継届	
廃止したとき	廃止届	

●化学物質を取り扱う事業者 対象 工場・指定作業
場を設置し、特に適正な管理を必要とする化学物質
(規則で定める59物質)を単独で年間100キログラ
ム以上取り扱う事業者 報告・提出 ①前年度の適正
管理化学物質ごとの使用量等を区に報告(6月末ま
で) ②従業員が21人以上の事業場は、化学物質管
理方法書を作成し、区へ提出

●土壌汚染調査等の届出 対象 ①工場・指定作業
場を設置し、特定有害物質(規則で定める26物質)
を取り扱い、または取り扱ったことのある方 ②
3,000平方メートル以上の敷地内において土地の
改変を行う方 届出等 ①工場・指定作業場を廃止、
または主要な部分を除却しようとする時は、有害
物質の使用履歴を調査し、必要に応じて廃止後
120日、または土地の削除を行う30日前のいづれ
か早い日までに土壌汚染状況調査を行い、届出。
土壌や地下水の汚染が認められた場合は、土壌汚
染の拡散防止措置が必要 ②3,000平方メートル
以上の敷地内において土地の改変を行う方は、東

京都の指導に従って①と同様の調査等が必要 ③
有害物質取扱事業者が土壌を汚染したことで、人
の健康に被害を生じた時、その恐れがある場合
には直ちに区および東京都に報告が必要

●井戸設置者 対象 動力を用いる全ての揚水施設
(一戸建ての住宅において家事用途のみに供するも
のは、揚水機の出力が300ワットを超える揚水施
設) 届出・報告 ①井戸を設置する方は地下水揚水
施設設置届出書 ②井戸を設置している方は地下水
揚水量報告書(前年にくみ上げた井戸水の量)

●野焼きや小型焼却炉の使用禁止 野焼きや小型焼
却炉(火床面積0.5平方メートル未満で、焼却能力
が毎時50キログラム未満の焼却炉)で廃棄物等を
焼却することは条例で禁止されています(伝統行事
や学校教育上必要な焼却等は除く)

◆以降、上記記事の共通項目 ◆
問合せ 台東区環境課 ☎(5246) 1283
土壌汚染調査等の届出の②は東京都環境局化学物質
対策課土壌地下水汚染対策担当 ☎(5388) 3495